

# 京都府後期高齢者医療広域連合長選挙に関する規則

平成19年4月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、京都府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年規約第1号。以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町村（規約第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、3人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定により告示された選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の告示)

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、投票の開始及び終了の時刻並びに選挙会の日時及び場所を、少なくとも選挙の期日の7日前に告示しなければならない。

(投票)

第5条 投票は、1人1票に限る。

2 関係市町村の長は、自ら、投票用紙（別記様式）に氏名が印刷された関係市町村の長のうち広域連合長の当選人とすべき者1人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れることにより、投票しなければならない。

(選挙管理委員会が定める場所における投票)

第6条 選挙長は、規約第12条第2項の規定による選挙の投票に、3人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の第4条の規定により告示された投票の開始の時刻から終了の時刻までに行わなければならない。

(不在者投票)

第7条 関係市町村の長で選挙の当日公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

2 前項に規定する方法により投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日前4日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）に、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした関係市町村の長に交付し、又は郵送等によって発送しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、自ら、投票用紙に氏名が印刷された関係市町村の長のうち広域連合長の当選人とすべき者1人対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票用封筒に入れて封をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、選挙長に対し、選挙の当日の午後3時までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便等をもって送付しなければならない。ただし、関係市町村の長が必要と認める場合は、第4条の規定により告示された投票の終了の時刻までに、関係市町村の長が指定する職員に届けさせることができる。

5 選挙長は、前項の規定による投票の送付を受けた場合においては、送付に用いられた封筒を開いて保管し、投票箱を閉鎖する前に、選挙立会人の意見を聴いて、その投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

6 選挙長は、前項の規定により受理の決定を受けた投票については、投票用

封筒を開いて直ちにこれを投票箱に入れなければならない。

- 7 選挙長は、第5項の規定により受理すべきでないとして決定された投票については、更にこれを別の封筒に入れ封をし、その表面に第7項の規定による不受理の決定があった旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第8条 投票所を閉じる時刻になったときは、選挙長は、その旨を告げて、投票所の入口を閉じ、投票箱を閉鎖しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票所を閉じるべき時刻前に、関係市町村の長のすべてが投票を終了した場合（前条第5項の規定により受理の決定を受けた場合を含む。）は、選挙長は、投票箱を閉鎖することができる。

(開票日)

第9条 開票は、第4条の告示で規定する日に、投票の終了後直ちに行う。

(開票)

第10条 選挙長は、選挙立会人立会のうえ、投票箱を開く。

(選挙会)

第11条 選挙長は、3人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

- 2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(無効投票)

第12条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの又は所定の○の記号の記載方法によらないもの
- (2) 一投票中に2人以上の氏名が印刷された関係市町村の長に対して○の記号を記載したもの
- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (4) ○の記号を自ら記載しないもの
- (5) 氏名が印刷された関係市町村の長のいずれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの

(当選人)

第13条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

4 当選人がないときは、この規則の規定に準じ、再選挙を行うものとする。その場合に必要となる選挙期日その他の日程に関する読み替えについては、選挙長が別に定め、関係市町村の長に通知する。

(選挙長への委任)

第14条 この規則の実施のための手続その他この規則の施行に関し必要な事項は、選挙長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。